

国地契第 62 号  
国官技第 242 号  
国营管第 488 号  
国营整第 220 号  
国港総第 378 号  
国港技第 96 号  
国空予管第 501 号  
国空安保第 650 号  
国空交企第 554 号  
国北予第 29 号  
平成 27 年 1 月 30 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長  
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長  
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 整 備 課 長  
港 湾 局 総 務 課 長  
港 湾 局 技 術 企 画 課 長  
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長

航空局安全部空港安全・保安対策課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局 予算課長  
( 公 印 省 略 )

「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価の適用について」並びに「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価について」（平成 27 年 1 月 23 日付け国官技第 218 号、国港技第 86 号、国空安保第 602 号）により、「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）が決定され、「平成 27 年度設計業務委託等技術者単価の適用について」（平成 27 年 1 月 30 日付け国官技第 231 号、国港技第 91 号、国空安保第 632 号）により、新技術者単価が平成 27 年 2 月より適用されることとなったところである。

また、「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 27 年 1 月 30 日付け国土建労第 103 号、国港技第 90 号）により「平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 に定める業務及び「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができることとする。

### 第二 具体的な取扱い

平成 27 年 2 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、平成 26 年度設計業務委託等技術者単価（「平成 26 年度設計業務委託等技術者単価について」（平成 26 年 1 月 24 日付け国官技第 242 号、国港技第 91 号、国空安保第 682 号）において定められた設計業務委託等技術者単価をいう。）及び平成 26 年 2 月から適用した公共工事設計労務単価（「平成 26 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国土建労第 107 号、国港技第 94 号）において定められた公共工事設計労務単価をいう。）を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

### 第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結すること。

## 別 表

- ・「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書第 50 条
- ・「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）第 50 条
- ・「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書第 50 条
- ・「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書第 50 条
- ・「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 40 条
- ・「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 40 条
- ・「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）第 50 条
- ・「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書第 48 条
- ・「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書第 24 条
- ・「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号）別冊発注者支援業務委託契約書第 51 条
- ・「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）別冊発注者支援業務委託契約書第 53 条